

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年5月20日

分任支出負担行為担当官
松山空港事務所長 井部 夏樹

1. 工事概要

- (1) 工事名 松山空港航空保安施設ケーブル切換工事
- (2) 工事場所 松山空港内
- (3) 工事内容
本工事は、松山空港におけるエプロン拡張に伴い、庁舎～各サイト間の幹線ケーブルについて新たな幹線ダクトに切り回しを行うものである。
 - (1) 幹線ケーブル布設
 - (2) 幹線ケーブル撤去
- (4) 工期 契約締結日の翌平日から 令和4年11月30日まで
- (5) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和03・04年度国土交通省一般（指名）競争参加資格「電気通信工事業」のA又はB等級に格付けされ、大阪航空局における競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和2年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし(3)の再認定を受けている者を除く。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者（共同企業体にあつてはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと。
なお、上記の関係がある場合に辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官松山空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること（詳細については別紙を参照。）。
- (9) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒791-8042 愛媛県松山市南吉田町
国土交通省 大阪航空局 松山空港事務所 総務課
電話番号 089-972-0319
F A X 089-973-1056

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和4年5月20日から令和4年6月2日

交付場所 上記 (1) 担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

また、電子データによる配布も行う。電子データによる受取を希望する者は、その旨を(1)担当部局へFAXで連絡すること。その際に、FAXには工事名、業者名、担当者名および送付先メールアドレスを記載すること。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

令和4年6月3日 17時00分まで

参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書の提出期限 郵送の場合 令和4年6月15日 9時00分 から
令和4年6月24日 17時00分 まで

入札書の提出期限 持参の場合 令和4年6月15日 9時00分 から
令和4年6月27日 10時00分 まで

開札日時及び場所 令和4年6月27日 10時00分
大阪航空局 松山空港事務所 1階 会議室

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)

により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の
時において、上記 2. (2) に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

- (8) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させる
ことなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更
について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計
図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。
詳細は特記仕様書等による。
- (9) 詳細は入札説明書による。

件 名：松山空港航空保安施設ケーブル切替工事

本工事は、松山空港におけるエプロン拡張に伴い、庁舎～各サイト間の幹線ケーブルについて新たな幹線ダクトに切り直しを行うものである。

- (1) 幹線ケーブル布設
- (2) 幹線ケーブル撤去

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官松山空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。
なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

1. 次に掲げる対象工事と同種又は類似の工事の施工実績があること。
なお、工事実績が平成19年4月1日以降に完成し、国土交通省が発注した工事の場合にあっては、工事成績評定点が65点未満のものを除くこと（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る）。

・同種工事

- ① 航空保安用の施設又は工作物の新設若しくは更新に係る電気通信工事（※1）
- ② 航空交通管制情報処理システム等の新設若しくは更新工事（※1）
- ③ 航空保安用の施設又は工作物の撤去工事（※2）

・類似工事

- ① 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所要の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって、建設業法で言う電気通信工事に該当する工事。
- ② ①項の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事。
上記の2件以上の施工実績を有すること。

(注)

※1 訓練及び評価用の無線装置、並びに実験局に使用するものも同種工事とする。なお、CORINS登録のないもの（請負額500万円未満）は類似工事とする。

※2 以下の施設の撤去工事は同種工事とする。

イ) 航空交通管制業務に係るレーダー施設

航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。

ロ) ILS施設

ハ) 航空交通管制業務に係る管制卓（通信制御装置）

ニ) 航空交通管制情報処理システム等

航空交通管制情報処理システム等とは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルアルファニューメリック表示システム、洋上管制データ表示システム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。

ホ) VOR/DME（若しくはTACAN）施設は、VOR、TACAN、DMEの単独工事も同種とする。

ヘ) 航空運航情報業務のうち運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置又は対空援助業務に係る通信制御装置

ト) 対空通信施設（A/G、RAG、ATIS、RCAG及びAEIS）又はNDB施設

2. 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ① 1級電気工事施工管理技士又と同等以上の免許（資格）を有する者であること。
- ② 平成19年度以降に、ア）又はイ）の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

と。

ア) 同種工事

航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事の新設若しくは更新工事。

ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORIONS)」に登録されていないものは類似工事とする。

イ) 類似工事

下記の a) 又は b) の要件を満たす工事のうち 2 件以上の施工実績を有すること。

a) 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所用の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事。

b) a) の外、建設業法施行令第 15 条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又これに準ずる者であること。
- ④ 当該技術者について、入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。

なお、工事实績が平成 19 年 4 月 1 日以降に完成し、国土交通省が発注した工事の場合にあつては、工事成績評定点が 65 点未満のものを除くこと。

- 3. 令和 2 年 4 月 1 日以降に完成し、工事成績評定点の通知を受けた工事のうち、大阪航空局から受注した「電気通信工事業」に係る全ての工事成績評定点を合計し、一件あたりの平均が 65 点以上であること。
ただし、大阪航空局から受注した当該実績がない場合又は工事成績評定点の通知を受けていない場合はこの限りではない。